

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年七月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>羽生外野栗橋線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市栗橋北二丁目三三九二番二地先 から同市栗橋北二丁目三三九六番一地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年七月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年七月二十日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第十三号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長 一九五・一五メートル</p>	<p>備考</p>